

会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入 会 金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

1 正会員

上場企業会員	20,000円
未上場企業会員	10,000円

2 準会員 0円

3 賛助会員 0円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会 費)

第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

1 正会員

上場企業会員	90,000円
未上場企業会員	

資本金（出資金等）2億円以上 36,000円

資本金（出資金等）2億円未満 24,000円

2 準会員

資本金（出資金等）2億円以上 36,000円

資本金（出資金等）2億円未満 24,000円

3 賛助会員 100,000円

4 会費は年会費とし、年度途中における入会の場合は、1箇年分の会費を徴収し、年度途中で退会する場合は、定款第12条の定めによりこれを返還しない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度開始の日から4箇月以内に会費年額の全額を納付しなければならない。

なお、会費は、会員が所属する地区特防協を経由して納入するものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会設立の登記の日から施行する。